

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第 1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成 22 年 11 月 4 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「門司区後楽町団地の自室で発見され、本年 10 月 2 日に救急搬送された病院で死亡したと報道された 65 歳男性にかかる

・保護受給中の現状

健康状態、病院情報、くらしの状況、ケースワーカーの訪問指導回数、内容

・民生委員、町内会長よりの通報に対する対応

・市が病状についてどのような情報をもっていたか

入院措置の必要がないと判断した根拠

・いのちをつなぐネットワークとの連携について

・9月に特に病状悪化がみられているが、その情報」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 22 年 12 月 27 日付け北九門護第 39 号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 22 年 12 月 27 日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成 23 年 1 月 7 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 交付された文書は、大半が個人情報という理由で黒塗りされているが、私は個人情報の開示を求めているわけではない。

これまでに起こった生活保護受給者又は受給者であった者の死亡の原因がどこにあるのか、行政の対応は適切であったのかを調査するために、死亡者と福祉事務所との相談、指導の内容の開示を求めているのである。これらの情報は、個人情報に該当するものではない。

今回処分のようにほぼ全部を黒塗りすることは、条例に違反するものであり、情報隠しと言わざるを得ず、行政の説明責任を放棄した不当な処分である。

(2) 入院措置の必要がないと判断した根拠に係る文書が、不存在とされていることは納得がいかない。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 一般的には、生活保護を受給していた事実自体が個人情報であり、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを回答すること自体、個人情報を明らかにすることとなるので、本件請求については、本来、条例第10条に基づき当該行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものである。

また、北九州市情報公開審査会答申第81号において、生活保護に係る相談記録票に記載された相談内容は、個人情報の中でも極めてプライバシー性の高いものであって、一般的には開示請求されても全部不開示となるものとの判断が示されている。

しかしながら、本件については、一部事実と異なる報道により、市民に保健福祉行政に対する誤解や不信感を抱かせる結果を招いたことから、必要最小限の情報を公開することにより、市民の誤解や不信感を取り除き、本市の保健福祉行政の取組について正しく理解していただく必要があると判断した。

そこで、改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第 22 号。平成 13 年北九州市条例第 42 号による改正前のもので、以下「旧条例」という。）第 6 条第 1 号、条例第 7 条第 1 号該当部分是不開示との立場に立ちながらも、旧条例第 6 条第 1 号ただし書エ、条例第 7 条第 1 号ただし書アのいずれかに該当する部分については、個人の権利・利益に配慮しながら、居住地や福祉事務所の対応に関しての情報を一部開示することとしたものである。

2 具体的には、平成 22 年 9 月 6 日より前の記載については、

- ・ 様式（タイトル、各欄）
- ・ 公務員の氏名、
- ・ 門司区後楽町団地の自室で発見され、平成 22 年 10 月 2 日に救急搬送された病院で死亡したと報道された 65 歳男性（以下「本件男性」という。）に係る情報のうち、保護受給者（申請者）が誰であっても記載されるもの、
- ・ 福祉事務所の対応に係る情報のうち、保護受給者（申請者）が誰であっても措置されるものについて開示している。

また、平成 22 年 9 月 6 日以後の記載については、上記の情報に加え、

- ・ 平成 22 年 9 月 6 日、本件男性について関係機関から情報提供があったこと、
- ・ 平成 22 年 9 月 26 日、救急隊が出動し、自宅で本件男性を救出したこと、
- ・ 平成 22 年 9 月 29 日、本件男性が病院に救急搬送されたこと、
- ・ 平成 22 年 10 月 2 日、本件男性が入院先の病院で死亡したこと、以上の新聞報道された事実に係る本件男性の状況及び福祉事務所の対応、並びに、日付欄について開示している。

3 異議申立人は、不開示部分が多いことをもって本件処分が違法、不当であると主張しているが、不開示理由こそが重要であり、不開示部分の多寡と処分の違法性、不当性には何ら関連性はなく、主張には理由がない。

本件行政文書の記載事項は、全体として相互に関連性を有する密接不可分の本件男性に係る情報であり、文書全体が本件男性の個人情報であるという性質上、不開示部分が大半であることは当然の結果であり、本件処分に違法性、不当性はない。

4 入院措置の必要がないと判断した根拠に係る文書については、作成又は取得していないため、保有していない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、本件男性に係る、

- ・ 保護受給中の現状、健康状態、病院情報、くらしの状況、ケースワーカーの訪問指導回数、内容
- ・ 民生委員、町内会長よりの通報に対する対応
- ・ 病状
- ・ 入院措置の必要がないと判断した根拠
- ・ いのちをつなぐネットワークとの連携について
- ・ 9月に特に病状悪化がみられていることについて

の情報であり、具体的には本件男性に係る次の文書である。

ア 生活保護に係る面接記録票（以下「本件面接記録票」という。）

イ 生活保護に係るケース記録票（以下「本件ケース記録票」という。）

ウ いのちをつなぐネットワークに係る相談記録票（以下「本件相談記録票」という。）

エ いのちをつなぐネットワークに係る経過記録票（以下「本件経過記録票」という。）

本件面接記録票は、本件男性から生活保護の申請について実施機関が相談を受けた際、聴取した内容等の記録である。

本件ケース記録票は、生活保護を実施する上で必要な事項について、本件男性の生活実態、実施機関の処遇・指導方針、給付内容等の記録である。

本件相談記録票及び本件経過記録票は、本件男性に対し、地域・企業と行政との連携で支援が必要な人へ声かけや見守り等を行う「いのちをつなぐネットワーク事業」による支援を行うことに関して、関係者から実施機関への相談内容、本件男性の状況、対応方針等の記録である。

(2) 本件不開示情報は、次のとおりである。実施機関は、平成14年3月31日以前作成分について旧条例第6条第1号に該当、また、平成14年4月1日以後作成分について条例第7条第1号に該当するとして、不開示としている。

ア 本件面接記録票

面接日、本件男性の氏名、本籍地、住所、電話番号、年齢、職業、病状、保護歴、職歴、資格、収入、住居の状況、親族など

イ 本件ケース記録票

日付欄、本件男性の氏名、生年月日、年齢、住所、出生地、親族の状況、学歴、職歴、保護歴、収入状況、資産・負債の状況、資格、住居の状況、病状、身体的特徴、趣味し好、交友関係、関係機関の職員名、電話番号など

ウ 本件相談記録票

本件男性の氏名、生年月日、年齢、住所、保護歴、収入状況、住居の状況、病状、身体的特徴、趣味し好、関係機関の職員名、電話番号など

エ 本件経過記録票

本件男性の氏名、生年月日、年齢、住所、保護歴、収入状況、住居の状況、病状、身体的特徴、趣味し好、関係機関の職員名、電話番号など

なお、入院措置の必要がないと判断した根拠について、実施機関は、作成又は取得しておらず、保有していないとして、不存在としている。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の2点に要約される。

- (1) 本件不開示情報が旧条例第6条第1号、条例第7条第1号に該当するか否か(争点1)
- (2) 入院措置の必要がないと判断した根拠に係る文書は存在するか否か(争点2)

3 旧条例第6条第1号、条例第7条第1号該当性についての判断(争点1)

(1) 旧条例第6条第1号、条例第7条第1号の構造

旧条例第6条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」

は非公開とすることを定めている。

一方、本号ただし書では、

ア 法令の規定により、何人も閲覧することができることとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、公開しても、当該公務員の個人の利益が害されないと認められるもの

エ その他公開することが公益上必要であると認められる情報

については、公開すべきことを定めている。

なお、ただし書ウは、平成9年7月1日(平成9年北九州市条例第28号による一部改正条例の施行期日)以後作成された文書について適用される。

また、条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示情報とすることを定めている。

一方、本号ただし書では、

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)

については、開示すべきことが定められている。

旧条例第6条第1号及び条例第7条第1号はいずれも、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(2) 旧条例第6条第1号及び条例第7条第1号該当性

ア 旧条例第6条第1号本文、条例第7条第1号本文該当性

本件行政文書のうち、本件面接記録票及び本件ケース記録票は、本件男性の生活保護受給に関して、相談内容、生活実態、処遇・指導方針、給付サービス内容等を詳細かつ具体的に記録したものである。

また、本件相談記録票及び本件経過記録票は、本件男性へのいのちをつなぐネットワーク事業による支援に関して、本件男性の支援者からの相談内容、本件男性の状況、対応方針等を詳細かつ具体的に記録したものである。

これらはいずれも、文書全体として相互に関連性を有する密接不可分の本件男性に係る情報（特定の個人を識別することができる情報）であると認められるので、全体が本件男性の個人情報である。

したがって、本件不開示情報のうち平成14年3月31日以前作成分については旧条例第6条第1号本文に該当し、平成14年4月1日以後作成分については条例第7条第1号本文に該当する。

イ 本号ただし書該当性

(ア) 旧条例第6条第1号ただし書工、条例第7条第1号ただし書ア該当性

実施機関は、「一部事実と異なる報道により、市民に保健福祉行政に対する誤解や不信感を抱かせる結果を招いたことから、必要最小限の情報を公開することにより、市民の誤解や不信感を取り除き、本市の保健福祉行政の取り組みについて正しく理解していただく必要があると判断し」、「旧条例第6条第1号ただし書工、条例第7条第1号ただし書アのいずれかに該当する部分については、個人の権利利益に配慮しながら、居住地や福祉事務所の対応に関する情報を一部開示することとした」と説明している。

具体的には、平成22年9月6日より前の記載については、

- ・ 様式（タイトル、各欄）
- ・ 公務員の氏名、
- ・ 本件男性に係る情報のうち、保護受給者（申請者）が誰であっても記載されるもの、
- ・ 福祉事務所の対応に係る情報のうち、保護受給者（申請者）が誰であっても措置されるものを開示している。

また、平成22年9月6日以後の記載については、上記の情報に加え、

- ・ 平成22年9月6日、本件男性について関係機関から情報提供があったこと、
- ・ 平成22年9月26日、救急隊が出動し、自宅で本件男性を救出したこと、
- ・ 平成22年9月29日、本件男性が病院に救急搬送されたこと、

・平成 22 年 10 月 2 日、本件男性が入院先の病院で死亡したこと、以上の新聞報道された事実に係る本件男性の状況及び福祉事務所の対応、並びに、日付欄を開示している。

本件行政文書は、個人の生活保護受給及び個人へのいのちをつなぐネットワーク事業による支援に係る記録であり、個人情報の中でも極めてプライバシー性が高いものといえる。

本件請求に係る事実については、実施機関による記者発表等がなされていないこと、また、新聞報道も一部事実と異なる状態にあったこと等を考慮すると、「門司区後楽町団地の自室で発見され、本年 10 月 2 日に救急搬送された病院で死亡したと報道された 65 歳男性」が生活保護制度を利用していたこと、及びいのちをつなぐネットワーク事業の支援を受けていたことが、本件請求時点で既に公にされている事実とは認められない。

また、後述のとおり、旧条例第 6 条第 1 号ただし書ア、イ、ウ及び条例第 7 条第 1 号ただし書イ、ウにも該当しない。

したがって、本件行政文書は、本来、その全体を個人情報として不開示とすべきものであったと考えられる。

しかしながら、一部事実と異なる報道がなされたため、実施機関が市民の誤解等を取り除く目的で本件行政文書の一部を開示している以上、これを踏まえ旧条例第 6 条第 1 号ただし書イ及び条例第 7 条第 1 号ただし書アの適用を検討せざるを得ず、実施機関による開示部分を前提としたうえで、さらに当該部分を開示することが、プライバシー保護の観点からみて、新たな個人情報の開示となるのかを実質的に判断し、これに至らない部分については、上記ただし書の各規定に該当するものとして開示するのが相当であると考えられる。

以下、このような情報の有無について検討する。

本件不開示情報のうち、本件ケース記録票の日付欄は、本件男性が福祉事務所に来所して行った相談等や、実施機関の職員が本件男性宅や関係機関を訪問して行った調査等がいつなされたかを示すものである。また、本件ケース記録票の職員印内の日付は、本件ケース記録票の記載内容を担当者の上司が確認するときに押印した印影内の日付である。

これらを不開示としたことについて、実施機関は、「平成 22 年 9 月 6 日より前の日付は不開示としている。これらの日付が開示されると、本件男性の受給開始日や受給期間が推測されるおそれがある。」と説明している。

しかしながら、これらの日付を開示しても、本件男性の受給開始日が推測されることにはならないので、実質的に個人情報保護に抵触するおそれはないと認められる。

また、本件ケース記録票では実施機関の職員名は開示されており、これと既に公開されている各年度の北九州市職員録の職員名とを照合すれば、少なくとも相談、調査等が行われた年度については判明するので、およその受給期間について推測することは可能である。

よって、本件ケース記録票の日付欄及び職員印内の日付を開示しても、実質的にあらたな個人情報の開示とはならないと考える。

したがって、本件ケース記録票の日付欄及び職員印内の日付については、旧条例第6条第1号ただし書エ又は条例第7条第1号ただし書アに該当するので、開示すべきである。

この外にも、当審査会において、本件不開示情報に、本件行政文書の他の部分で開示されているものや、チェック欄や選択肢など既存の様式の一部といえるものが存在することを確認しており、いずれも開示しても実質的に個人情報保護に抵触するおそれはないといえる。

したがって、これらについても、旧条例第6条第1号ただし書エ又は条例第7条第1号ただし書アに該当するので、開示すべきである。

その他の本件不開示情報は、旧条例第6条第1号ただし書エ、条例第7条第1号ただし書アいずれにも該当しない。

(イ) 旧条例第6条第1号ただし書ア、イ該当性

本件行政文書は、法令の規定により、何人も閲覧することができることとされている情報、公表することを目的として作成し、又は取得した情報のいずれにも該当しないので、本件不開示情報は、旧条例第6条第1号ただし書ア、イいずれにも該当しない。

(ウ) 旧条例第6条第1号ただし書ウ、条例第7条第1号ただし書ウ該当性

本件男性が公務員等でないことは明らかなので、本件不開示情報は、旧条例第6条第1号ただし書ウ、条例第7条第1号ただし書ウいずれにも該当しない。

(エ) 条例第7条第1号ただし書イ該当性

本件行政文書は、個人情報の中でも極めてプライバシー性の高いものであり、本件不開示情報は人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、

公にする必要があると認められないので、本件不開示情報は、条例第 7 条第 1 号ただし書イには該当しない。

ウ よって、本件不開示情報のうち、前記イ、(ア)において、旧条例第 6 条第 1 号ただし書エ又は条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当するとした情報については、開示するのが妥当であり、その他の情報については、旧条例第 6 条第 1 号本文、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、旧条例第 6 条第 1 号ただし書、条例第 7 条第 1 号ただし書に該当しないので、不開示とするのが妥当である。

4 入院措置の必要がないと判断した根拠に係る文書は存在するか否かについての判断（争点 2）

入院措置の必要がないと判断した根拠に係る文書について、実施機関は、作成又は取得しておらず、保有していないとして、不存在としている。この点について、実施機関は、「入院措置は、医師の判断に基づいて行われるものである。新聞記者から取材があった際も一般論としてそのように回答しているにもかかわらず、記事は実施機関が入院などの措置は不要と判断したという内容になっており、事実と異なっている。」と説明している。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、入院措置についての記載は存在せず、実施機関の説明に矛盾はない。

本件行政文書以外にそのような記載のある文書の存在を推認させるような事実も認められない以上、入院措置に係る文書について、作成又は取得しておらず、保有していないとして、不存在とした実施機関の決定は妥当である。

5 意見

実施機関は、本件行政文書の一部開示については、一部事実と異なる報道により、市民に保健福祉行政に対する誤解や不信感を抱かせる結果を招いたことから、必要最小限の情報を公開したと主張するが、開示・不開示の決定は、本来、条例第 7 条各号に定める不開示情報に該当するか否かを厳正に検討して行われるべきものであり、新聞等のメディア報道の存否、内容に対応して判断されるべきものではない。

以上、当審査会の意見として申し添える。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情

報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中 野 敬 一
会長職務代理者		高 木 康 衣
委	員	田 村 奈 々 子
委	員	川 本 利 恵 子
委	員	五 十 嵐 享 平

別表

文書名	開示すべき部分	
本件ケース記録票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付欄 ・ 職員印内の日付 ・ 22 枚目表面 24 行目 2 文字目から 10 文字目まで ・ 24 枚目裏面 3 行目 ・ 25 枚目裏面 7 行目 ・ 26 枚目表面 22 行目 ・ 27 枚目裏面 19 行目 ・ 28 枚目表面 21 行目 8 文字目から 19 文字目まで 	
本件相談記録票	【相談者】欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「対象者との関係」欄 【対象者】欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療・介護」欄 ・ 「年金・手当」欄 ・ 「その他」欄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各選択肢（以下の部分を除く） ・ チェック欄 ・ カッコ内のうち、既存の様式文字を除いた部分
	【分類】欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段目の欄 ・ 6 段目の欄 【連携先】欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段目の欄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欄のタイトル ・ 各選択肢（以下の部分を除く） ・ チェック欄 ・ カッコ内のうち、既存の様式文字を除いた部分
本件経過記録票	【連携先】欄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 段目の欄 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欄のタイトル ・ 各選択肢（以下の部分を除く） ・ チェック欄 ・ カッコ内のうち、既存の様式文字を除いた部分